

新潟市G20サミット開催推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 2019年に本市で開催されるG20新潟農業大臣会合(以下「農業大臣会合」という。)の円滑な実施を図るため、新潟市に開催推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、農業大臣会合に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総務・広報に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 機運醸成・魅力発信に関すること。
- (4) 環境整備に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は地域・魅力創造部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

(ワーキングチーム)

第6条 第2条に掲げる具体的事項について協議し、検討するため本部にワーキングチームを置くものとする。

- 2 ワーキングチームについては、別表第2に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

(庶 務)

第7条 本部の庶務は、地域・魅力創造部2019年G20サミット推進課で処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

地域・魅力創造部長	経済部長	江南区長
市民生活部長	農林水産部長	秋葉区長
危機管理監	都市政策部長	南区長
文化スポーツ部長	土木部長	西区長
観光・国際交流部長	下水道部長	西蒲区長
国際・広域観光担当部長	総務部長	消防局長
環境部長	北区長	教育委員会教育次長
こども未来部長	東区長	水道局経営企画部長
保健衛生部長	中央区長	市民病院事務局長

別表第2（第6条関係）

<p>地域・魅力創造部 広報課長</p> <p>地域・魅力創造部</p> <p>2019年開港150周年推進課長</p> <p>地域・魅力創造部 東京事務所副所長</p> <p>市民生活部 市民生活課長</p> <p>危機管理防災局 防災課長</p> <p>危機管理防災局 危機対策課長</p> <p>文化スポーツ部 文化政策課長</p> <p>文化スポーツ部 歴史文化課長</p> <p>観光・国際交流部 観光政策課長</p> <p>観光・国際交流部 国際・広域観光課長</p> <p>観光・国際交流部 国際課長</p> <p>観光・国際交流部 参事</p> <p>((公財)新潟観光コンベンション協会事務局長)</p> <p>環境部 廃棄物対策課長</p> <p>こども未来部 保育課長</p> <p>保健衛生部 地域医療推進課長</p> <p>保健衛生部 保健所食の安全推進課長</p> <p>保健衛生部 保健所環境衛生課長</p> <p>経済部 産業政策課長</p> <p>経済部 商業振興課長</p> <p>経済部 企業立地課長</p> <p>農林水産部 農林政策課長</p> <p>農林水産部 農村整備・水産課長</p> <p>農林水産部 ニューフードバレー特区課長</p> <p>農林水産部 食と花の推進課長</p>	<p>都市政策部 まちづくり推進課長</p> <p>都市政策部 港湾空港課長</p> <p>土木部 土木総務課長</p> <p>土木部 道路計画課長</p> <p>土木部 公園水辺課長</p> <p>下水道部 下水道計画課長</p> <p>総務部 総務課長</p> <p>総務部 人事課長</p> <p>北区 地域総務課長</p> <p>東区 総務課長</p> <p>中央区 総務課長</p> <p>江南区 地域総務課長</p> <p>秋葉区 地域総務課長</p> <p>南区 地域総務課長</p> <p>西区 総務課長</p> <p>西蒲区 地域総務課長</p> <p>消防局 警防課長</p> <p>消防局 救急課長</p> <p>教育委員会事務局 保健給食課長</p> <p>教育委員会事務局 学校支援課長</p> <p>水道局 計画整備課長</p> <p>市民病院 管理課長</p>
---	---